

岡崎市排水設備工事店取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市排水設備工事店規程（平成26年岡崎市上下水道局管理規程第2号。以下「管理規程」という。）に定める排水設備工事店の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、管理規程において使用する用語の例による。

第2章 指定工事店

(必要な機械器具の基準)

第3条 管理規程第3条第1項第2号に規定する「必要な機械器具」については、別表第1号のとおりとする。

(事業所に必要な設備の基準)

第4条 管理規程第3条第1項第3号に規定する「事業所」については、別表第2号に記載されているすべての設備を有していなければならない。

(排水設備工事店の申請)

第5条 管理規程第4条第1項に規定する「排水設備工事店指定申請書」（以下「指定申請書」という。）に添付する書類について必要な事項を次に補則する。

- (1) 指定申請書の裏面に記入する平面図及び付近見取図について、事業所とは異なる場所に資材置き場等がある場合は、それらの平面図及び付近見取図も別途、添付すること。
- (2) 法人にあつては、定款若しくは履歴事項全部証明書に記載されていない事業所等について指定を受けようとする場合は、指定を受けようとしている事業所等の事業所証明書を添付すること。
- (3) 個人にあつては、事業を営んでいることを証明できるものを添付すること。

(排水設備工事の手直し指示)

第6条 岡崎市下水道条例（昭和36年岡崎市条例第30号）第11条の規定による排水設備工事の検査を実施し不備があると認められたときは、検査者が発行する「検査手直し指示書」に従い改修しなければならない。

(指定の取消し等処分基準及び決定)

第7条 管理規程第11条に規定する指定の取消し又は指定の効力停止（以下「指定の取消し等」という。）の処分基準は、別表第3号のとおりとし、取扱い基準（違反点数）は、別表第4号のとおりとする。

- 2 点数の算定は、9月末と3月末の年2回の集計により行う。
- 3 管理者は、前項の集計による点数を別表第3号に当てはめ、処分に相当するものについて処分を決定する。ただし、集計日前であっても101点に達したものは、その時点に

において処分を決定することができる。

4 排水設備工事店は、自身の違反点数を上下水道局サービス課において確認することができる。

(処分等の通知)

第8条 管理者は、前条の規定により処分を決定したときは、当該排水設備工事店に対し、「岡崎市排水設備工事店処分決定通知書」により速やかに通知する。

(違反点数の消滅)

第9条 第7条により集計された違反点数は、最後に発送された「違反行為注意書」の通知月の1日から1年以内に新たな処分を受けなかった場合は消滅するものとする。ただし、指定の効力停止の処分を受けたときは、当該処分を満了した日をもって消滅するものとする。

(処分の効力)

第10条 指定の効力停止の処分を受けた者は、その停止期間中において、指定の取消しの処分を受けた者は、その処分開始の日から排水設備工事店に関する一切の業務を行ってはならない。ただし、承認済工事に限り完了まで施工することができるものとする。

(聴聞等の手続)

第11条 管理者は、第7条の規定による処分を行うときは、岡崎市行政手続条例（平成9年岡崎市条例第3号）及び岡崎市上下水道局聴聞手続規程（平成9年岡崎市水道事業管理規程第3号）に基づき聴聞を行う。ただし、不利益処分の内容によっては弁明の機会の付与とすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は上下水道局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前にした行為に対する指定の取消し等の適用については、なお従前の例による。

別表第 1 号

必要な機械器具の基準

区分	種 別	機械器具類	適 用
1	管切断・加工用機械器具	金切り鋸等	
		金ヤスリ等	
		上記と同等以上の機能を有するもの	
2	管接合用機械器具	挿入機等	
		接着剤等	
		上記と同等以上の機能を有するもの	
3	測量用機械器具	レベル等	
		巻尺等	
		上記と同等以上の機能を有するもの	
4	掘削・埋戻用機械器具	スコップ等	
		ランマー等	
		上記と同等以上の機能を有するもの	
5	機械器具の運搬車両	作業車等	
		一輪車等	
		上記と同等以上の機能を有するもの	

別表第 2 号

事業所に必要な設備の基準

区分	種 別	仕 様 等	適 用
1	固定電話	転送サービス等利用し、常に従業員等による対応が可能であること。	
2	ファクシミリ	A4 版以上の送受信が可能なこと。	
3	パーソナルコンピュータ	CAD ソフトが入っていること。	
4	応接場所	来客者への対応が可能な空間が確保されていること。	
5	事務室	事務業務を行える空間が確保されていること。	
6	店名看板	枠寸法は、縦横共に 50 cm 以上の大きさであること。	
		店名の 1 文字の大きさは、縦横共に 10 cm 以上の大きさであること。	
		記載の店名は正式名称とすること。	
		堅固な材質のもので製作され、安易に移動できない構造で設置されていること。	
		設置位置については、事業所敷地内であり、かつ、公道より広告面全てが視認可能な場所であること。	
		色彩及び字体は、視認しやすいように配慮がしであること。	

別表第 3 号

指定の取消し等処分基準

処分内容	処分に係る点数
当該工事店代表者へ文書による注意	10 点以上 50 点未満
1 箇月の指定の効力停止	50 点以上 60 点未満
2 箇月の指定の効力停止	60 点以上 75 点未満
3 箇月の指定の効力停止	75 点以上 90 点未満
6 箇月の指定の効力停止	90 点以上 101 点未満
指定取消し	101 点以上
	過去 1 年以内に指定の効力停止が 2 回以上ある場合

別表第 4 号

指定の取消し等の取扱基準

項目	取消し等に係る事由	点数
1	排水設備工事店の指定事項に適合しなくなったとき（管理規程第 11 条第 1 項第 1 号）	取消し
2	排水設備工事店の指定事項に変更（廃止・休止・再開を含む）があったときから、30 日以内に変更の書類が提出されなかったとき（管理規程第 11 条第 1 項第 2 号）	5
3	自己の名義をもって、他人に排水設備工事の事業を営ませたとき（管理規程第 11 条第 1 項第 3 号）	40
4	排水設備等工事計画の承認申請をしないで、公共下水道等へ接続したとき（管理規程第 11 条第 1 項第 3 号）	50
5	排水設備等工事計画の承認通知交付前に、工事を着手したとき（管理規程第 11 条第 1 項第 3 号）	30
6	業務等に関し不誠実な行為があると認めたとき（管理規程第 11 条第 1 項第 3 号）	10～50
7	検査手直し指示書による手直しがあったとき（管理規程第 11 条第 1 項第 3 号）	5
8	排水設備等工事検査届が、工事完了日から 30 日を経ても提出されなかったとき（管理規程第 11 条第 1 項第 3 号）	2
9	管理者からの求めに応じず、排水設備等工事検査届・公共下水道使用開始届を提出しないとき（使用開始届については、使用者本人の都合による場合を除く。）（管理規程第 11 条第 1 項第 4 号）	請求 2 回目 で 10、 後 1 回 ごとに 10
10	正当な理由なく、検査手直し指示書発送日より 30 日以内に手直し工事が行われなかったとき（管理規程第 11 条第 1 項第 4 号）	10
11	正当な理由なく、検査手直し指示書による手直し工事を拒否したとき（管理規程第 11 条第 1 項第 4 号）	50
12	排水設備工事検査の立会いの求めに対して正当な理由なく応じなかったとき（管理規程第 11 条第 1 項第 4 号）	10
13	虚偽の排水設備等工事計画を申請して承認を得たとき（管理規程第 11 条第 1 項第 5 号）	30
14	排水設備工事検査において虚偽の報告若しくは資料を提出したとき（管理規程第 11 条第 1 項第 5 号）	20
15	不正な手段により岡崎市排水設備工事店の指定を受けたことが判明したとき（管理規程第 11 条第 1 項第 6 号）	101
16	排水設備工事店として指定しておくことが不相当と認めたとき（管理規程第 11 条第 1 項第 7 号）	101